令和４年度北海道新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業
（個別接種促進のための支援）実施要領

（趣旨）

第１条　北海道（以下「道」という。）が実施する、新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援）（以下「事業」という。）については、「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和４年９月２２日付け医政発 0922 第 38 号・健発 0922 第 14 号・薬生発 0922 第 1 号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び「令和４年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和４年４月１日厚生労働省発医政 0401 第 10 号・厚生労働省発健 0401 第 3 号・厚生労働省発薬生 0401 第 28 号厚生労働事務次官通知。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（事業の概要）

第２条　新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進める観点から、市町村が実施主体であるワクチン接種の支援を行うことを目的とし、国の実施要綱３（21）ウ（イ）に基づき、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関（以下「医療機関」という。）に対し支援金を給付する。

２　事業は、一部を北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託して行う。

３　支援金の金額は、別表のとおりとする。

（対象期間）

第３条　支援金を給付する対象となる期間は、国の実施要綱３（21）ウ（イ）に基づく期間とし、次のとおりとする。

（１）第８期：令和４年８月７日から令和４年１０月１日まで（８週間）

（２）第９期：令和４年１０月２日から令和４年１２月３日まで（９週間）

（３）第１０期：令和４年１２月４日から令和５年２月４日まで（９週間）

（４）第１１期：令和５年２月５日から令和５年３月３１日まで（８週間）

（支援金の申請）

第４条　医療機関は、支援金の申請に際して、指定する期日までに支援金給付申請書（別記様式３）に次の書類を添付の上、国保連に対し、紙媒体で提出するものとする。

（１）医療機関情報等入力票（別記様式１）

（２）給付申請額内訳（別記様式２）

（３）勤務時間報告書（別記様式４）※特別な接種体制を確保した場合のみ

（４）証拠書類（自由様式）※特別な接種体制を確保した場合のみ

（申請の受付期間）

第５条　支援金の申請受付期間は、次のとおりとする。

（１）第８期：令和４年１０月１５日から令和４年１２月１０日まで

（２）第９期：令和４年１２月１５日から令和５年２月１０日まで

（３）第１０期：令和５年４月１日から令和５年６月１０日まで
（４）第１１期：令和５年４月１日から令和５年６月１０日まで

（給付の決定）
第６条　知事は、国保連を通じ医療機関から第４条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに支援金の交付を決定するものとし、 その決定の内容を申請者に通知する。
２ 医療機関への交付は、国保連が行い、前項の決定通知に合わせて振込通知を行う。

（支援金の給付等に関する周知等）
第７条　知事は、事業の実施に当たり、給付の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療機関への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）
第８条　知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関から第５条に定める申請の期限までに第４条の規定による申請が行われなかった場合は、支援金の給付を受けることを辞退したものとみなす。
２ 知事が第６条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、道が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）
第９条　知事は、支援金の給付を受けた後に給付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けた者に対して、給付を行った支援金の返還を求める。

（別表）

１　診療所

①　週 100 回以上の接種を令和５年３月末まで、４月・５月、６月・７月、８月・９月、１０月・１１月、１２月・１月、２月・３月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合、週 100 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 2,000 円を給付

ただし、令和４年１０月以降においては、それぞれの１週間のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること

②　週 150 回以上の接種を令和５年３月末まで、４月・５月、６月・７月、８月・９月、１０月・１１月、１２月・１月、２月・３月のそれぞれの期間中に４週間以上行った場合、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円を給付。

ただし、令和４年１０月以降においては、それぞれの１週間のうち、少なくとも１日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること

③　50 回以上／日の接種を行った場合、１日当たり定額で 10 万円を給付

④　令和４年１０月以降においては、上記③の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること

（※１）同一の週で、週 100 回以上の接種と週 150 回以上の接種は重複しない

（※２）週 150 回以上の接種をした週は、週 100 回以上の接種をした週として取扱うことができる

（※３）③は、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る

（※４）週の考え方は、日曜日から土曜日までとする

（※５）「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜　間：１８時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。

なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、３０日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

２　病院

①　令和４年 11 月までに 50 回以上／日の接種を行った場合、１日当たり定額で 10 万円を給付

なお、令和４年１０月以降において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること

②　特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週１日以上達成した週が、４月・５月、６月・７月、８月・９月、１０月・１１月、１２月・１月、２月・３月のそれぞれの期間中に４週間以上あった場合、①に加えて、以下の区分の単価による額を追加で給付

医　　師：１人勤務時間１時間当たり 7,550 円

看護師等：１人勤務時間１時間当たり 2,760 円

（※６）「特別な接種体制を確保した場合」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であり、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない

（※７）②は、１週ごと、区分ごとに勤務時間を集計し、週の合計の段階で１時間未満の端数は切り捨てる

（※８）②の「看護師等」には、歯科医師、薬剤師、検査技師、事務員を含む

（※９）週の考え方は、日曜日から土曜日までとする

（※１０）「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜　間：１８時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休　日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に規定する休日。
なお、１月２日及び３日並びに１２月２９日、３０日及び３１日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）